

会長の選任について（案）

備北地域医療構想調整会議設置要綱第2条第2項の規定に基づき、次のとおり選出する。

所属	氏名	備考
一般社団法人三次地区医師会	中西 敏夫	

参考（備北地域医療構想調整会議設置要綱 関係規定）

（委員）

第2条 調整会議は、次の団体若しくは機関に属するもののうちから保健所長が任命する委員をもって構成する。

三次地区医師会、庄原市医師会、三次市歯科医師会、庄原市歯科医師会、三次薬剤師会、広島県看護協会、三次市社会福祉協議会、庄原市社会福祉協議会、市立三次中央病院、三次地区医療センター、総合病院庄原赤十字病院、庄原市立西城市民病院、医療法人社団増原会東城病院、三次病院、備北メディカルネットワーク、地対協地域包括ケア支援専門部会、広島県介護支援専門員協会、広島県老人福祉施設連盟三次ブロック、三次市、庄原市、備北地区消防組合消防本部、広島県保険者協議会、広島県北部保健所、広島県北部厚生環境事務所

2 調整会議に、会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 委員が会議に出席する場合は、備北地域保健対策協議会の旅費規程に準じて旅費を支給する。